

議案第 4 5 号

大口町税条例等の一部改正について

大口町税条例等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 4 年 6 月 2 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、地方税法が改正されたことに伴い、この条例等の一部を改正するため必要があるからである。

大口町税条例等の一部を改正する条例

(大口町税条例の一部改正)

第1条 大口町税条例（昭和38年大口町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第20条の4第1項中「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）」を加える。

第30条第2項別表中「1千万円」を「1,000万円」に改める。

第32条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第35条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第32条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第35条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第33条の9第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第35条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第35条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第35条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あつて」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第51条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 特定配偶者の氏名

第46条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第10条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第7項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第8項中「附則第15条第2

7 項第 2 号イ」を「附則第 15 条第 26 項第 2 号イ」に改め、同条第 9 項中「附則第 15 条第 27 項第 2 号ロ」を「附則第 15 条第 26 項第 2 号ロ」に改め、同条第 10 項中「附則第 15 条第 27 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 26 項第 3 号ロ」に改め、同条第 11 項中「附則第 15 条第 27 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 26 項第 3 号ハ」に改め、同条第 12 項中「附則第 15 条第 34 項」を「附則第 15 条第 33 項」に改め、同条第 13 項中「附則第 15 条第 35 項」を「附則第 15 条第 34 項」に改め、同条第 14 項中「附則第 15 条第 46 項」を「附則第 15 条第 43 項」に改める。

附則第 10 条の 3 第 8 項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第 10 項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第 16 条の 3 第 2 項を次のように改める。

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第 8 条の 4 第 2 項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、町民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第 1 項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第 17 条の 2 第 3 項中「、第 37 条の 8 又は第 37 条の 9」を「又は第 37 条の 8」に改める。

附則第 17 条の 3 第 1 項中「6 千万円」を「6, 000 万円」に改める。

附則第 20 条の 2 第 4 項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第 35 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第 20 条の 3 第 4 項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第35条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年度分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第25条を削る。

（大口町税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 大口町税条例等の一部を改正する条例（令和3年大口町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち大口町税条例第35条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2条中「の規定中個人の町民税に関する部分」を「第26条第2項及び第35条の3の3第1項並びに附則第5条第1項の規定」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中大口町税条例第35条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第35条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第7条の3の2第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに同条例附則第25条を削る改正規定並びに第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日

(2) 第1条中大口町税条例第32条第4項及び第6項、第33条の9第1項及び第2項、第35条の2第1項ただし書及び第2項並びに第35条の3第2項及び第3項の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4

項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに第2条（大口町税条例等の一部を改正する条例（令和3年大口町条例第19号）附則第2条の改正規定に限る。）の規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第1条中大口町税条例第20条の4第1項の改正規定及び次条の規定 民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

（納税証明書に関する経過措置）

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の大口町税条例第20条の4第1項（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

（町民税に関する経過措置）

第3条 第1条の規定による改正後の大口町税条例（以下「新条例」という。）第35条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき第35条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の大口町税条例（次項において「旧条例」という。）第35条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第35条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する第35条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第35条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の大口町税条例の規定中個人の町

民税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

大口町税条例の一部改正新旧対照表（第 1 条関係）

新		旧	
（納税証明書の交付手数料） 第 2 0 条の 4 法第 2 0 条の 1 0 の納税証明書の交付（<u>法第 3 8 2 条の 4 に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。</u>）を請求する者があるときは、大口町手数料条例（平成 1 2 年大口町条例第 6 号）第 3 条の規定に基づき手数料を徴収する。ただし、道路運送車両法第 9 7 条の 2 に規定する証明書については、手数料は徴しない。 2 略 （均等割の税率） 第 3 0 条 略 2 略		（納税証明書の交付手数料） 第 2 0 条の 4 法第 2 0 条の 1 0 の納税証明書の交付を請求する者があるときは、大口町手数料条例（平成 1 2 年大口町条例第 6 号）第 3 条の規定に基づき手数料を徴収する。ただし、道路運送車両法第 9 7 条の 2 に規定する証明書については、手数料は徴しない。 2 略 （均等割の税率） 第 3 0 条 略 2 略	
法人の区分	税率	法人の区分	税率
1 次に掲げる法人 ア～エ 略 オ 資本金等の額（法第 2 9 2 条第 1 項第 4 号の 5 に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第 4 項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第 2 に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第 4 項において同じ。）で資本金等の額が<u>1, 0 0 0 万円</u>以下であるもののうち、町内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号	年額 5 0 , 0 0 0 円	1 次に掲げる法人 ア～エ 略 オ 資本金等の額（法第 2 9 2 条第 1 項第 4 号の 5 に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第 4 項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第 2 に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第 4 項において同じ。）で資本金等の額が<u>1 千万円</u>以下であるもののうち、町内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第 9	年額 5 0 , 0 0 0 円

新		旧	
から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの		号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの	
2 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が <u>1,000万円以下</u> であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 120,000円	2 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が <u>1千万円以下</u> であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 120,000円
3 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が <u>1,000万円</u> を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 130,000円	3 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が <u>1千万円</u> を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 130,000円
4 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が <u>1,000万円</u> を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 150,000円	4 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が <u>1千万円</u> を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 150,000円
5～9 略	略	5～9 略	略
3・4 略 (所得割の課税標準) 第32条 略 2・3 略 4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第35条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。		3・4 略 (所得割の課税標準) 第32条 略 2・3 略 4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書(町民税の納税通知書が送達される時まで提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘	

新	旧
5 略 6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第35条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。 (配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除) 第33条の9 所得割の納税義務者が、第32条第4項に規定する確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節	案して、この項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。 (1) 第35条の2第1項の規定による申告書 (2) 第35条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。） 5 略 6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（町民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。 (1) 第35条の2第1項の規定による申告書 (2) 第35条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。） (配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除) 第33条の9 所得割の納税義務者が、第32条第4項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章

新	旧
第 5 款の規定により配当割額を課された場合又は同条第 6 項に規定する<u>確定申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第 6 款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に 5 分の 3 を乗じて得た金額を、第 33 条の 3 及び前 3 条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。	第 1 節第 5 款の規定により配当割額を課された場合又は同条第 6 項に規定する<u>特定株式等譲渡所得金額申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第 6 款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に 5 分の 3 を乗じて得た金額を、第 33 条の 3 及び前 3 条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第 48 条の 9 の 3 から第 48 条の 9 の 6 までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の<u>確定申告書</u>に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは町民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。	2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第 48 条の 9 の 3 から第 48 条の 9 の 6 までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の<u>申告書</u>に係る<u>年度分の個人の県民税</u>若しくは町民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。
3 略 (町民税の申告)	3 略 (町民税の申告)
第 35 条の 2 第 25 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、3 月 15 日までに、施行規則第 5 号の 4 様式（別表）による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第 317 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの (公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第 48 条の 9 の 7 に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地	第 35 条の 2 第 25 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、3 月 15 日までに、施行規則第 5 号の 4 様式（別表）による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第 317 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの (公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第 48 条の 9 の 7 に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地

新	旧
震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（<u>所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）</u>）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第33条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第26条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。 2 前項の規定により申告書を町長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、<u>施行規則第2条第3項ただし書</u>の規定により、町長の定める様式による。 3～9 略 （個人の町民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>） 第35条の3の2 略 (1) 略 (2) <u>所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該</u>	震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（<u>所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。</u>）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第33条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第26条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。 2 前項の規定により申告書を町長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、<u>施行規則第2条第4項ただし書</u>の規定により、町長の定める様式による。 3～9 略 （個人の町民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>） 第35条の3の2 略 (1) 略

新	旧
<u>当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名</u> (3) 略 (4) 略 2～5 略 （個人の町民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族等申告書</u>） 第35条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、<u>特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第51条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。</u>	(2) 略 (3) 略 2～5 略 （個人の町民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族申告書</u>） 第35条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、<u>扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。</u>

新	旧
(1) 当該公的年金等支払者の名称 <u>(2) 特定配偶者の氏名</u> <u>(3) 略</u> <u>(4) 略</u> 2～5 略 (法人の町民税の申告納付) 第46条 略 2～8 略 9 <u>法第321条の8第62項</u>に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第62項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により町長に提供することにより、行わなければならない。 10～14 略 15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第71項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。 16 略 附 則 第7条の3の2 平成22年度から<u>令和20年</u><u>度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租	(1) 当該公的年金等支払者の名称 <u>(2) 略</u> <u>(3) 略</u> 2～5 略 (法人の町民税の申告納付) 第46条 略 2～8 略 9 <u>法第321条の8第60項</u>に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第60項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により町長に提供することにより、行わなければならない。 10～14 略 15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第69項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。 16 略 附 則 第7条の3の2 平成22年度から<u>令和15年</u><u>度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租

新	旧
税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>令和7年</u>までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第33条の3及び第33条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。	税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>令和3年</u>までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第33条の3及び第33条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
2 略 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）	2 略 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）
第10条の2 略	第10条の2 略
2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>5分の4</u>とする。	2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>4分の3</u>とする。
3 略	3 略
4 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	4 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
5 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	5 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
6 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	6 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
7 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	7 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
8 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	8 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
9 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	9 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

新	旧
1 0 法附則第 1 5 条第 2 6 項第 3 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。	1 0 法附則第 1 5 条第 2 7 項第 3 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。
1 1 法附則第 1 5 条第 2 6 項第 3 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。	1 1 法附則第 1 5 条第 2 7 項第 3 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。
1 2 法附則第 1 5 条第 3 3 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。	1 2 法附則第 1 5 条第 3 4 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。
1 3 法附則第 1 5 条第 3 4 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。	1 3 法附則第 1 5 条第 3 5 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。
1 4 法附則第 1 5 条第 4 3 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 1 とする。	1 4 法附則第 1 5 条第 4 6 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 1 とする。
1 5 略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	1 5 略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
第 1 0 条の 3 略	第 1 0 条の 3 略
2 ～ 7 略	2 ～ 7 略
8 法附則第 1 5 条の 9 第 9 項の <u>熱損失防止改修等住宅又は同条第 1 0 項の熱損失防止改修等専有部分</u> について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する <u>熱損失防止改修工事等</u> が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 9 項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1) ～ (3) 略 (4) <u>熱損失防止改修工事等</u> が完了した年月日 (5) <u>熱損失防止改修工事等</u> に要した費用及び令附則第 1 2 条第 3 1 項に規定する補助金等 (6) <u>熱損失防止改修工事等</u> が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかった理由	8 法附則第 1 5 条の 9 第 9 項の <u>熱損失防止改修住宅又は同条第 1 0 項の熱損失防止改修専有部分</u> について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する <u>熱損失防止改修工事</u> が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 9 項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1) ～ (3) 略 (4) <u>熱損失防止改修工事</u> が完了した年月日 (5) <u>熱損失防止改修工事</u> に要した費用及び令附則第 1 2 条第 3 1 項に規定する補助金等 (6) <u>熱損失防止改修工事</u> が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかった理由
9 略	9 略
1 0 法附則第 1 5 条の 9 の 2 第 4 項に規定す	1 0 法附則第 1 5 条の 9 の 2 第 4 項に規定す

新	旧
る<u>特定熱損失防止改修等住宅又は同条第５項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第１５条の９第９項に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１１項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1)～(3) 略 (4) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月日 (5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び令附則第１２条第３１項に規定する補助金等 (6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から３月を経過した後に申告書を提出する場合には、３月以内に提出することができなかった理由	る<u>特定熱損失防止改修住宅又は同条第５項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第１５条の９第９項に規定する<u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１１項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1)～(3) 略 (4) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した年月日 (5) <u>熱損失防止改修工事</u>に要した費用及び令附則第１２条第３１項に規定する補助金等 (6) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から３月を経過した後に申告書を提出する場合には、３月以内に提出することができなかった理由
1 1・1 2 略 (上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例)	1 1・1 2 略 (上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例)
第１６条の３ 略	第１６条の３ 略
2 <u>前項の規定のうち、租税特別措置法第８条の４第２項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、町民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第１項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。</u>	2 <u>前項の規定のうち、租税特別措置法第８条の４第２項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、町民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の４月１日の属する年度分の町民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第３２条第４項に規定する特定配当等申告書を提出した場合（次に掲げる場合を除く。）に限り適用するものとし、町民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第１項及び第２項並びに</u>

新	旧
3 略 （優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例） 第 1 7 条の 2 略 2 略 3 第 1 項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第 3 3 条から第 3 3 条の 4 まで、第 3 4 条から第 3 5 条の 3 まで、第 3 6 条の 2、第 3 6 条の 5、第 3 7 条、第 3 7 条の 4 から第 3 7 条の 6 まで又は第 3 7 条の 8 の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第 1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。 （居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例） 第 1 7 条の 3 略 （1）課税長期譲渡所得金額が 6, 0 0 0 万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の 1 0 0 分の 2. 4 に相当する金額	<u>第 3 3 条の 3 の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。</u> <u>（1）第 3 2 条第 4 項ただし書の規定の適用がある場合</u> <u>（2）第 3 2 条第 4 項第 1 号に掲げる申告書及び同項第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるとき。</u> 3 略 （優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例） 第 1 7 条の 2 略 2 略 3 第 1 項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第 3 3 条から第 3 3 条の 4 まで、第 3 4 条から第 3 5 条の 3 まで、第 3 6 条の 2、第 3 6 条の 5、第 3 7 条、第 3 7 条の 4 から第 3 7 条の 6 まで、<u>第 3 7 条の 8 又は第 3 7 条の 9 の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第 1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</u> （居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例） 第 1 7 条の 3 略 （1）課税長期譲渡所得金額が <u>6 千万円</u> 以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の 1 0 0 分の 2. 4 に相当する金額

新	旧
(2) 課税長期譲渡所得金額が <u>6, 0 0 0 万円</u> を超える場合 次に掲げる金額の合計額 ア 1 4 4 万円 イ 当該課税長期譲渡所得金額から <u>6, 0 0 0 万円</u> を控除した金額の 1 0 0 分の 3 に相当する金額 2 略 (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例) 第 2 0 条の 2 略 2・3 略 4 <u>前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第 3 5 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。</u> 5 略 (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例) 第 2 0 条の 3 略	(2) 課税長期譲渡所得金額が <u>6 千万円</u> を超える場合 次に掲げる金額の合計額 ア 1 4 4 万円 イ 当該課税長期譲渡所得金額から <u>6 千万円</u> を控除した金額の 1 0 0 分の 3 に相当する金額 2 略 (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例) 第 2 0 条の 2 略 2・3 略 4 <u>前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の特例適用配当等申告書（町民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。</u> <u>(1) 第 3 5 条の 2 第 1 項の規定による申告書</u> <u>(2) 第 3 5 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</u> 5 略 (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例) 第 2 0 条の 3 略

新	旧
2・3 略	2・3 略
4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第35条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。	4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書（町民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。 (1) 第35条の2第1項の規定による申告書 (2) 第35条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）
5 略	5 略
6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第33条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた<u>年度分の所得税に係る</u>同条第4項に規定する<u>確定申告書にこの項</u>の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の	6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第33条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた<u>年の翌年の4月1日の属する年度分の</u>同条第4項に規定する<u>条約適用配当等申告書にこの項</u>の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（<u>条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると</u>

新	旧
実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第32条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。	<u>町長が認めるときを含む。）</u>であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第32条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。 <u>（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）</u> <u>第25条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</u> <u>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</u>

大口町税条例等の一部を改正する条例の一部改正新旧対照表（第２条関係）

新	旧
（大口町税条例の一部改正） 第１条 略 第３５条の３の３第１項中「<u>扶養親族（」の次に「年齢１６歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者に限る」に改める。</u> 附 則 （施行期日） 第１条 略 （町民税に関する経過措置） 第２条 第１条の規定による改正後の大口町税条例（以下「新条例」という。）<u>第２６条第２項及び第３５条の３の３第１項並びに附則第５条第１項の規定は、令和６年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和５年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。</u>	（大口町税条例の一部改正） 第１条 略 第３５条の３の３第１項中「<u>控除対象扶養親族を除く」を「年齢１６歳未満の者に限る」に改める。</u> 附 則 （施行期日） 第１条 略 （町民税に関する経過措置） 第２条 第１条の規定による改正後の大口町税条例（以下「新条例」という。）<u>の規定中個人の町民税に関する部分は、令和６年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和５年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。</u>

改 正 要 旨

1 改正の目的

地方税法の一部改正に伴い、個人住民税における上場株式等の配当及び譲渡所得に係る課税方式の一致、扶養親族等申告書における記載事項の追加、住宅ローン控除の延長、固定資産税における登記所から市町村への通知事項の拡大に伴う所要の措置、省エネ改修を行った既存住宅に係る税額の減額措置の拡充及び縮減並びに適用期限の延長等について所要の整備を図る必要があるため改正するものです。

2 改正の概要

(1) 個人住民税関係

○上場株式等の配当及び譲渡所得に係る課税方式の一致（第32条、第33条の9、附則第16条の3第2項）

上場株式等の配当及び譲渡所得について、現行制度においては、所得税は総合課税又は申告分離課税を選択し（譲渡所得は申告分離課税のみ）、個人住民税は申告不要を選択する事が可能でしたが、金融所得課税は、所得税と個人住民税が一体として設計されてきたことを踏まえ、所得税と個人住民税において異なる課税方式を選択する事を不可能とし、課税方式を一致させることとなりました。

○個人住民税における扶養親族等申告書における記載事項の追加（第35条の3の2、第35条の3の3）

市町村が個人住民税の配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除の適用を判定する際の配偶者および扶養親族の合計所得金額については、給与支払報告書・公的年金等支払報告書・確定申告書等の課税資料により把握していますが、これらの課税資料に記載されている合計所得は所得税法上の合計所得であり、分離課税される退職所得を含んでいる可能性があり、退職所得を含ま

ないとされる地方税法上の合計所得金額と差異がありましたが、今回の改正により配偶者等が退職所得を有する場合、給与所得者が給与支払者へ提出する扶養親族等申告書にその旨を記載することを明記することにより、市町村が配偶者控除等の判定に必要な情報を確実に把握できるように措置されました。

○住宅ローン控除の延長（附則第7条の3の2）

所得税における住宅ローン控除の適用期限が令和3年12月31日から4年延長されることに伴い、個人住民税についても引き続き、所得税から控除しきれなかった額を、控除限度額の範囲内において控除します。なお、控除限度額については、消費税平準化対策が終了したことから、所得税の課税総所得金額等の7%（最高13.65万円）から5%（最高9.75万円）に引き下げられます。

(2) 固定資産税関係

○固定資産税に係る登記所から市町村への通知事項の拡大に伴う所要の措置（第20条の4）

登記所から市町村に所有権移転等の登記情報が通知される際に、登記に記載されている者がDV被害者等である場合、通知事項に「住所に代わる事項（DV被害者等の親族・知人の住所や、支援団体の住所等を想定）」が記載されることに伴い、市町村が固定資産税の証明書を発行する際にも、登記住所ではなく「住所に代わる事項」を記載することとします。

○省エネ改修を行った既存住宅に係る税額の減額措置の拡充及び縮減並びに適用期限の延長（附則第10条の3）

現行の制度において、平成20年1月1日以前から所在する住宅について、令和4年3月31日までに、省エネ改修工事のうち、工事費用50万円超の断熱改修工事を行った場合、翌年分の固定資産税額が1年間、120㎡相当

分について3分の1減額されますが、今回の改正により、平成26年4月1日以前から所在する住宅に拡充し、工事費要件を断熱改修工事費用が60万円超又は断熱改修工事に係る費用が50万円超であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器若しくは太陽熱利用システムの設置工事に係る費用と合わせて60万円超に変更します。また、適用期限を2年間延長します。

3 施行期日

公布の日から施行します。ただし、住宅ローン控除の延長及び扶養親族申告書における記載事項の追加については令和5年1月1日から、上場株式等の配当及び譲渡所得に係る課税方式の一致については令和6年1月1日から、登記所から市町村への通知事項の拡大に伴う所要の措置については令和6年4月1日から施行します。